

# 第 46 回全国福祉施設士セミナー(令和 7 年 10 月 2 日～3 日開催)

## 実践発表 募集要項

### 業務改善やサービスの質の向上等に向けた 多様な実践発表を募集します

#### 1. 趣 旨

日本福祉施設士会は、平成 25 (2013) 年に、「福祉施設士」資格および会の目的を会員 1 人ひとりが再認識し、その自覚的な取り組みを促進するための指針となる「福祉施設士行動原則～6 つの姿勢と 12 の行動～」(以下、行動原則)(後掲参照)をとりまとめ、利用者本位の福祉施設におけるサービスの質の向上に取り組んでいます。

このたび、第 46 回全国福祉施設士セミナーにおいて、皆様の施設における日頃の活動の成果を発表いただきたく、下記により実践発表を募集いたしますので、ご応募をよろしくお願いいたします。

#### 2. 発表内容

福祉施設・事業所等における業務改善やサービスの質の向上等に向けた取り組み事例

※「福祉施設士行動原則」に沿った事例に加え、新しい視点による取り組み事例も歓迎いたします。

※ 発表にあたっては、利用者の方の個人情報に十分ご注意ください。

※「QC サークル活動」をメインの手法とする事例は、別途ご案内する「第 35 回『福祉 QC』全国発表大会」(令和 7 年 12 月 9 日開催)における発表をご検討ください。

#### 3. 発表方法

対面による発表を基本とし、オンラインも可とします

#### 4. 募集数

##### 12 事例

※ 会員在籍施設の他、社会福祉法人等非営利法人立の福祉施設からのお申込を受け付けます。

※ セミナー初日に 2 会場(「高齢者」と「障害・児童・その他」を想定)に分かれ、各会場 6 事例(計 12 事例)の発表を予定しております。

#### 5. 申込方法

「発表申込」と併せて「発表資料(レジュメ)」のデータをご提出ください。

#### 6. 発表資料

Microsoft PowerPoint 等で作成しご提出ください。

※ページ数は施設紹介を含めて A4 版 8 ページ以内(PowerPoint のスライドでは 32 枚以内)を目安としてください。

#### 7. 申し込み

別添の「開催要項」をご参照のうえ、申込フォームにより、9 月 18 日(木)(必着)までにお申し込みください。

## 8. 発表時間

発表時間は1事例につき15分程度といたします。

## 9. 参加費

発表者1名分

会員および会員在籍施設職員 15,000円

福祉施設の施設長等管理者および職員 20,000円

## 10. その他

(1)発表者ご自身のノートパソコンを使用する場合は、HDMI端子があるノートパソコンのデスクトップに、発表資料のファイルを貼り付けてご持参ください。

※ご持参されない場合は事務局で用意いたしますので、申込時にお知らせください。

(2)発表当日の様子は録画させていただき、セミナー参加者に視聴いただけるよう、期間限定で配信いたします。

### 申込から発表当日までの流れ

参加申込 および 発表資料の提出

9月18日(木)(必着)



参加者宛 実践発表施設名簿を送信

9月25日(木)(予定)



全国福祉施設士セミナー当日

10月2日(木)～3日(金)

※セミナー初日に実践発表を実施し、第2日に発表に対する講評を行います。

※実践発表の様子は録画させていただきます。



発表動画の配信

10月中旬～11月中旬(予定)

※セミナー参加者にご視聴いただけるよう、実践発表の動画を期間限定で配信します。

#### ○お問合せ先

日本福祉施設士会事務局(担当:瀬下、鈴木)  
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル4階  
社会福祉法人全国社会福祉協議会法人振興部内  
TEL:03-3581-7819/FAX:03-3581-7928  
メールアドレス z-sisetusi@shakyo.or.jp

## 【参考】

### 「福祉施設士行動原則 ～6つの姿勢と12の行動～」(抜粋)

(平成25年3月14日)

#### 1. 「利用者や社会」に対して

##### (1) 利用者への姿勢

###### 行動① 安全で良質なサービスを継続的かつ安定的に提供する

福祉施設には、支援を必要とする方にサービスを提供するという基本的な役割がありますが、単に提供するというだけでは十分ではありません。公共性の高い社会福祉法人・福祉施設には、安全で良質なサービスを継続的かつ安定的に提供するとともに、利用者の満足を得つつその生活を支えることが使命であると考えます。

###### 行動② 利用者の権利を尊重した支援を展開する

福祉サービスの利用者は、一人で生活することが難しい状態であることや、家族などからの支援が得にくいなどの理由から、何らかの専門的な支援が必要とされる方が多く、身近な方からの人権侵害をより受けやすい環境におかれています。権利擁護に係る法令遵守は当然として、利用者の権利を尊重した、利用者本位のサービスの提供が求められます。

##### (2) 社会への姿勢

###### 行動③ 透明性を高め積極的な情報公開・提供を進める

社会福祉法人・福祉施設は、その高い公益性を基本として、税制上の措置をはじめとする他の主体とは違った取り扱いが講じられています。昨今、社会福祉法人や福祉施設に対する厳しい指摘等が相次いでおり、広く国民からの理解を得ることが急務です。このため、情報を積極的に公開して説明責任を果たしていかななくてはなりません。また、利用者の権利擁護の点で、提供するサービスに係る情報の非対称性の解消も求められます。

###### 行動④ 公益性に相応しい体制を整備し、効果的・効率的な組織運営を進める

公益性・公共性のある組織として運営体制を確立し、社会から理解していただく必要があります。健全な組織運営をするためのガバナンスの強化、透明性のある組織となるための外部からのチェック機能の活用を、行政等から指導をされてからではなく自主的に進めることが望まれます。

保険財政をはじめとする公費を受けている福祉施設にあつては、無駄を排し有効に活用することが社会の要請であり、その上で良質なサービス提供を実現すべく効果的・効率的な組織運営が必要となります。

※ここでいう効率的とは、職員処遇の切り下げ、提供するサービスの内容の簡素化、施設設備の質を落とす等を指すものではありません。

#### 2. 「経営・管理する法人・施設」に対して

##### (3) 組織への姿勢

###### 行動⑤ サービスと組織の改善を続ける

サービスの質を向上させるためには、その提供の過程・体制を常に見直し、改善を絶えず続けていく必要があります。この改善はサービスとその提供過程・体制に限定するものではなく、組織全体にも当てはまることです。

### 行動⑥ 新たな課題に挑戦する

社会・経済状況の変化にともない、社会福祉の分野においてもこれまでにない課題が生まれ、これまで見えてこなかった課題が顕在化してきています。それらの課題を解決すべく、新たなケア技術や福祉サービスを創出し、制度にとどまらない福祉課題に対応する姿勢が求められます。

### (4) 職員への姿勢

#### 行動⑦ 福祉人材の育成に努める

良質で適切なサービスを継続的かつ安定的に提供していくためには、組織体制の整備だけではなく、それに係る人材（職員）を確保し育成していくことも必要です。組織として求める人材像を理念と照らし合わせて確立し、その理念を継承し、次の担い手を育成していかななくてはなりません。

#### 行動⑧ 働きがいのもてる職場を作る

職員を育成しその能力を発揮してもらうためには、働きやすい職場環境を整備していかななくてはなりません。適切な人事・労務管理を行い、より良い職場風土の醸成を図る必要があります。

## 3. 「法人・施設がある地域」に対して

### (5) 地域への姿勢

#### 行動⑨ 地域の福祉課題に積極的に取り組む

地域には、その地域特有の課題があります。地域になくはない福祉施設として信頼を得ることができるよう、これまでの施設経営で蓄積したノウハウや有する人的資源を活用し、地域の福祉課題に積極的に取り組みその解決を図ることが求められます。

#### 行動⑩ 関係機関と協力し地域を支える主たる役割を担う

地域にある福祉課題は、自法人・施設の力だけで解決できることばかりではありません。行政をはじめとした関係諸機関と連携・協力することも必要になります。その中で、自組織が有する専門性を発揮できる課題については、必要に応じてその中心を担い、リーダーシップを発揮していくことが求められます。

## 4. 「管理者としての自身」に対して

### (6) 自己への姿勢

#### 行動⑪ 学びを続けることで自己の成長をはかる

以上 10 の行動を実際の施設経営の場で形にしていくためには、それに係る知識・技術の習得が求められます。時代は移りゆくものであり、求められるものは絶えず変化していきます。一方で変わることのない普遍的なものもあり、自分自身の中での定着化を図るべく定期的な確認作業が欠かせません。継続的に学び、定期的に見直し、常に自身を成長させていく姿勢が求められます。

#### 行動⑫ 実践を重ねることで信頼を積み上げる

10 の行動を実際の施設経営の場で形にしていけば、福祉施設の本来的な役割を果たし、自ずと社会・地域の要請にも応えることになるでしょう。結果として、自組織と管理者たる自分自身への信頼にもつながります。民間資格としての福祉施設士資格の意義は、会員一人ひとりが実践を重ねることで積み上げられた信頼の総和に他なりません。